

災害復興住宅融資 (補修・大阪府利子補給型) 工事審査手続のご案内

対象となる災害

- ・平成30年6月 大阪府北部を震源とする地震
- ・平成30年7月 豪雨
- ・平成30年 台風第21号

対象となる方

- ・災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）の対象となる方

補 修



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

補修

ポイント

- 建物の審査は工事完了後の一度のみ（工事前の設計審査は無し）
- 現場審査の申請先は地方公共団体又は工事審査機関（指定確認検査機関等）

対象となる住宅

条件	内容
住宅の規格	各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること ※ 滅失住宅の残存部分を残して補修する場合は、残存部分を含めた全体で当該要件を満足できればよい。 ※ 整地資金のみの融資を受ける場合は、「住宅の規格」の条件は適用されません。
併用住宅等	店舗併用住宅などの場合は、原則として、住宅部分の床面積が全体の約1/2以上あること

住宅の構造

（補修資金の場合）

住宅の構造	最長返済期間※	
	無利子	10年
全ての構造	無利子以外	20年

※ 災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）の融資条件については、住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）』をご覧ください。

⇒ https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_osaka_hosyu/index.html

融資対象となる工事費

◇住宅の補修費及び門、塀等の外構工事費

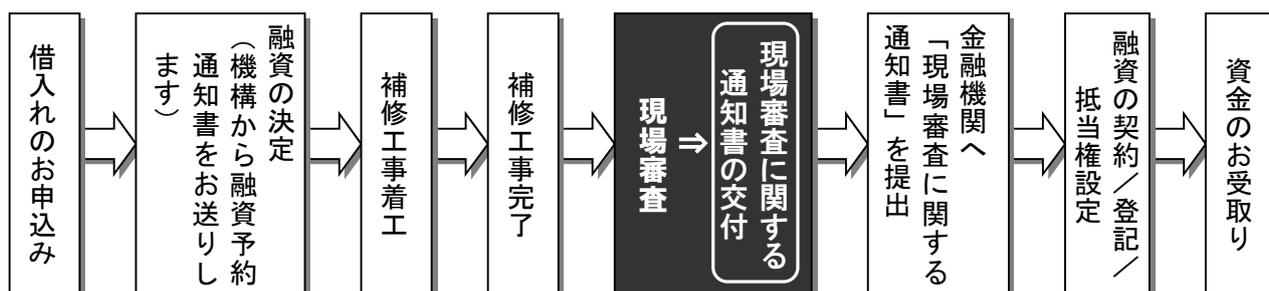
◇住宅の補修に付随する次の工事費

- ・ 損壊住宅の除却費
- ・ 住宅のかさ上げ、引方移転費
- ・ 堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造、地盤改良等に係る工事費（整地費）

◇店舗併用住宅の場合の店舗等の非住宅部分の補修費

※ 整地資金のみの融資を受ける場合でも、住宅の補修に付随して行う整地工事であることが必要です。

手続の流れ



- ※ お客様が金融機関に申込みを行い、融資予約通知書の送付を受けていないと、現場審査の申請ができませんので、ご注意ください。
- ※ 整地資金のみの融資を受ける場合の現場審査は、整地工事が完了したときに実施します。

現場審査の時期

補修工事完了予定日（整地資金のみの融資を受ける場合は整地工事完了予定日）の約 10 日前に地方公共団体又は工事審査機関に申請してください。

なお、現場審査には、申請者又は代理人の立ち会いが必要になります。

現場審査の申請先

災害復興住宅融資の現場審査については、機構が業務を委託している地方公共団体（都道府県の土木事務所、市役所または区役所等の建築(住宅)担当課等）及び民間の工事審査機関（指定確認検査機関等）で実施しています。

詳しくは住宅金融支援機構ホームページ『災害復興住宅融資等の工事審査窓口』をご覧ください。

⇒ https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/saigai_shinsei.html

なお、災害復興住宅融資の現場審査に伴う手数料は、不要です。

現場審査提出書類

【現場審査提出書類（補修）】

種類※	提出書類	部数
○	現場審査申請書（災害復興住宅等）〔災工第2号書式〕	1部
○	融資予約通知書の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。 ※ 融資予約通知書が2通発行されている場合は、2通とも原本提示の上、写しもそれぞれご提出ください。	1部 (原本提示)
○	補修工事に係る工事請負契約書等の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。 ※ 工事請負契約を取り交わしていない場合は、注文書及び注文請書でも差し支えありません。 ※ 整地資金のみの融資を受ける場合でも、補修工事に係る工事請負契約書等の写しの提出が必要です。	1部 (原本提示)
△	【整地資金の融資を受ける場合】 整地工事に係る工事請負契約書等の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。 ※ 工事請負契約を取り交わしていない場合は、注文書及び注文請書でも差し支えありません。	1部 (原本提示)
△	【引方移転資金の融資を受ける場合】 引方移転工事に係る工事請負契約書等の写し ※ 原本提示の上、写しを1部ご提出ください。 ※ 工事請負契約を取り交わしていない場合は、注文書及び注文請書でも差し支えありません。	1部 (原本提示)
△	【建築確認が必要な場合】 建築確認の添付図面 ※ 建築確認を申請した地方公共団体又は工事審査機関で災害復興住宅融資の現場審査を行う場合は、提出不要です。また、整地資金のみの融資を受ける場合も、提出不要です。	1部
△	委任状〔災工第2-2号書式〕 ※ 代理人が工事審査を申請する場合のみ必要	1部
△	その他地方公共団体又は工事審査機関が指示した書類	

※ ○印・・・必ず提出していただく書類 △印・・・該当する場合のみ提出していただく書類

■ **現場審査に関する通知書**

現場審査が終了すると、地方公共団体又は工事審査機関から「現場審査に関する通知書」が2通発行されます。

このうち、金融機関提出用については、融資の契約（金銭消費貸借抵当権設定契約）の際に必要なとなりますので、契約に必要な書類と共に金融機関へご提出ください。

現場審査申請書[災工第2号書式](補修)

[災工第2号書式]		融資種別 △ 1. 災害復興住宅 2. 地すべり等関連住宅					
現場審査申請書 (第一面) (災害復興住宅等)		平成 年 月	建設補修の別 △ 1. 建設 2. 補修 3. 移転				
1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり現場審査を申請します。なお申請書及び添付図書等に記載の事項に相違ありません。 平成 年 月 日 受託地方公共団体等殿		2. 現住所 〒 () - () - () TEL () - () - () 氏名 (フリガナ) _____					
3. 取扱金融機関名	4. 融資予約年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	5. 建築確認年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	※ 融資予約通知書 照合済欄				
6. 建設又は補修する家屋の場所 (共同建て等の場合) 住宅番号 号		10. 現場審査の申請状況 △ 1. 他制度の検査と併せて実施 △ イ. 建築基準法の検査 ロ. 住宅瑕疵担保保険の検査 ハ. 住宅性能評価の検査 2. 単独で実施					
7. 工事請負事業者の名称 フリガナ 名称 TEL () - () - ()		担当者名					
8. 建設・移転の場合		9. 補修の場合					
建設する家屋の概要	建設地	△ 1. 現在地 2. 現在地以外	構造	△ 1. 木造 2. 準耐火 3. 耐火	敷地面積	㎡	
	所有形態	△ 1. 自家 2. 借家 3. 貸家	補修する家屋の概要	基礎、土台、床、柱、外壁、内壁、天井、屋根、庇、造作、建具、外構、その他 ()	被規 害家 屋の 模	1戸当 た り の 床 面 積	㎡
	構造	△ 1. 木造(一般) 2. 木造(耐久性) 3. 準耐火 5. 耐火(一般) 性能耐火(耐久性有) 性能耐火(耐久性無)	移転	引方移転、かさ上げ	1戸当 た り の 床 面 積	㎡	
	戸建型式	△ 1. 1戸建て 2. 重ね建て 3. 連続建て 4. 共同建て	工事	その他 ()	非住宅部分	㎡	
	階数	地上 階 地下 階	移転		計	㎡	
	専用併用の別	△ 1. 専用住宅 2. 併用住宅	移転		住宅部分1戸当 た り の 床 面 積	㎡	
整地工事	たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()	整地工事	たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()	非住宅部分	㎡		
建設費等(税込)	区分	申請者記入欄	※ 審査欄	区分	申請者記入欄	※ 審査欄	
	建設費	円	円	補修費	円	円	
	1平方メートル当たりの建設費	e/c	円/㎡	移転費	円	円	
	整地費	円	円	整地費	円	円	
※ 判定欄	平成 年 月 日	※現場審査年月日 第1次 年 月 日 第2次 年 月 日		※受託地方公共団体等受付欄			
	木(一般)、木(耐久)、準耐火、耐火(一般)、性能耐火(耐久性有)、性能耐火(耐久性無) 第 号	※審査員氏名	※ 審査台帳記入照合済欄				

(第二面の注意書きをお読みの上、ご記入ください。)

住宅金融支援機構
平成29年4月1日

※ 記載要領は、P5、P6を参照してください。

書式

■ 工事審査関係書式

最新の書式は、住宅金融支援機構ホームページ『災害復興融資・工事審査関係書式』
https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/saigai_doc.html でご確認ください。

現場審査申請書 [災工第2号書式] (表面)	P 8
現場審査申請書 [災工第2号書式] (裏面)	P 9
委任状[災工第2-2号書式]	P 10

現場審査申請書

(第一面)

(災害復興住宅等)

融資種別	△ 1. 災害復興住宅 2. 地すべり等関連住宅		
災害の名称	平成 年 月	建設補修の別	△ 1. 建設 2. 補修 3. 移転
現住所		〒 () - () - () TEL () - () - ()	
氏名		(フリガナ) _____	
3. 取扱金融機関名		4. 融資予約年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号	5. 建築確認年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号
6. 建設又は補修する家屋の場所 (共同建て等の場合) 住宅番号 号		10. 現場審査の申請状況 △ 1. 他制度の検査と併せて実施 △ イ. 建築基準法の検査 ロ. 住宅瑕疵担保保険の検査 ハ. 住宅性能評価の検査 2. 単独で実施	
7. 工事請負事業者の名称 フリガナ 名称		担当者名 TEL () - () - ()	
8. 建設・移転の場合		9. 補修の場合	
建設する家屋の概要	建設地	△ 1. 現在地 2. 現在地以外	1戸当たりの床面積 m ²
	所有形態	△ 1. 自家 2. 借家 3. 貸家	敷地面積 m ²
	構造	△ 1. 木造(一般) 2. 木造(耐久性) 3. 準耐火 5. 耐火(一般) 性能耐火(耐久性有) 性能耐火(耐久性無) 6.	a. 住宅部分1戸当たりの床面積 m ² b. 非住宅部分 m ² c. 計 m ²
	戸建型式	△ 1. 1戸建て 2. 重ね建て 3. 連続建て 4. 共同建て	住宅部分1戸当たりの床面積 m ² d. 非住宅部分 m ²
	階数	地上 階 地下 階	(a+i)床面積 m ² (b+d)床面積 m ²
	専用併用の別	△ 1. 専用住宅 2. 併用住宅	
整地工事	たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()		整地工事 たい積土砂の排除、盛土、切土、擁壁の築造 その他 ()
建設費等(税込)	区分	申請者記入欄	※ 審査欄
	建設費	円	e 円
	1平方メートル当たりの建設費	円	e/c 円/m ²
	整地費	円	円
※ 判定欄	平成 年 月 日		※現場審査年月日 第1次 年 月 日 第2次 年 月 日
	木(一般)、木(耐久)、準耐火、耐火(一般)、性能耐火(耐久性有)、性能耐火(耐久性無) 第 号		※審査員氏名
			※ 審査台帳記入照合済欄

(第二面の注意書きをお読みの上、ご記入ください。)

住宅金融支援機構

平成29年4月1日

第二面

- (注) 1. この申請書は1通提出してください。同時に工事請負契約書及び融資予約(変更)通知書の原本を提示の上で写し(1通)を提出してください。
2. 申請者は太枠内に所定の事項を記入し、又は当該番号若しくは当該事項を○で囲んでください。
3. 構造のうち、木造(一般)とは、準耐火及び耐火以外のもので「木造(耐久性)」以外のものです。木造(耐久性)とは、準耐火及び耐火以外のもので、機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。準耐火とは、主要構造部を建築基準法上の準耐火構造とした住宅、またはツーバイフォー住宅やプレハブ住宅のうち機構承認の防火性能を備えた住宅等が該当します。耐火(一般)とは、主要構造部を建築基準法上の耐火構造とした住宅です。鉄筋コンクリート造の住宅等が該当します。性能耐火とは、主要構造部を耐火設計法(建築基準法第2条第9号2イ(2))の基準に適合するものとしたものです。機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものが「性能耐火(耐久性有)」、耐久性向上措置を施していないものが「性能耐火(耐久性無)」となります。
4. 戸建型式の共同建てとは、2戸以上の世帯向住宅が共用部分(共用の廊下、階段、広間等をいう。以下同じ。)を有する建て方をいいます。
5. 併用住宅とは、住宅部分と一体として自己使用される非住宅部分(店舗、事務所等(店舗等の使用に係る車庫等を含む。))をいう。以下同じ。)を併せ持つ家屋をいいます。
6. 住宅部分の1戸当たりの床面積は、車庫、その他これらに類する部分及び共同建ての場合の共用部分を除いた面積をいいます。
7. 9の現場審査の申請状況欄については、以下のいずれかの検査と併せて申請する場合は「他制度の検査と併せて実施」及び該当する検査を○で囲んでください。
- ・建築基準法に基づき行う中間検査又は完了検査
 - ・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき行う躯体工事の完了時、屋根工事の完了時又は下地張りの直前の工事の完了時の検査
 - ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき行う躯体工事の完了時、屋根工事の完了時下地張りの直前の工事の完了時又は竣工時の検査

<申請者確認事項>

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の災害復興住宅等融資を受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について災害復興住宅等融資のご案内により確認しています。
- (1) 機構の災害復興住宅等融資に適用される技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、建設費、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての審査は、機構の定める審査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。

<個人情報の取扱い>

個人情報を利用する業務の内容及び目的

機構は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客様」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1 業務内容

- (1) 住宅に関する審査を行い、機構の災害復興住宅等融資に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「工事審査業務」といいます。)
- (2) その他これらに付随する業務

2 利用目的

現場審査の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。

- (1) 災害復興住宅融資の対象となる住宅等の審査のため
- (2) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (3) 住宅ローンや住宅関連の情報提供のため
- (4) 市場調査や分析・統計の実施のため
- (5) アンケートの実施等による機構の業務に関連する商品やサービスの研究・開発のため
- (6) その他お客様との取引の円滑かつ適切な履行のため

委 任 状

私は、を代理人と定め
次の権限を委任します。

- 一．住宅金融支援機構の融資にかかる現場審査の申請に関する一切の行為
- 二．住宅金融支援機構の融資にかかる購入物件審査の申請に関する一切の行為

平成 年 月 日
住所
氏名 ⑩

(注) 委任権限に関する不要部分については適宜抹消して使用してください。

住宅金融支援機構 災害復興住宅融資 関連情報

https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_osaka_hosyu/index.html

- 災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）の制度内容や融資手続に関する情報が掲載されています。

お問い合わせ先

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353

- 営業時間 毎日 9：00～17：00（祝日、年末年始は休業）
- ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は、恐れ入りますが次の番号におかけ直してください。

048-615-0420

（通話料金がかかります。）